

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 国立大学法人京都大学
住 所： 京都府京都市左京区吉田本町36番地1
- 指名停止措置期間： 令和3年9月28日から令和3年10月27日まで(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 近畿地方測量部管内
- 事実概要：

国立大学法人京都大学が発注した桂キャンパスの給排水・空調設備の工事をめぐり、便宜を図る謝礼と知りながら特定業者から扇風機や掃除機など家電製品6点(販売価格計約25万円)を受け取ったとして、同大学の桂地区(工学研究科)事務部管理課の職員が、令和3年8月6日、収賄の容疑で京都府警に逮捕された。

5. 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である国立大学法人京都大学の使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
1~14 略	略
(不正又は不誠実な行為)	
15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)